

閣郵委第26号の1
平成26年6月19日

金融庁長官
畑中 龍太郎 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第120条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・
総務省令案について（意見）

平成26年6月18日付け金総第2623号・総情貯第85号をもって意見を
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第120条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令につ
いては、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。

閣郵委第26号の2
平成26年6月19日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第120条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・
総務省令案について（意見）

平成26年6月18日付け金総第2623号・総情貯第85号をもって意見を
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第120条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令につ
いては、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。